

八潮市まごころベンチ寄附事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等からベンチの寄附を募り、プレートに寄附をした方の思いを込めた「まごころベンチ」(以下「ベンチ」という。)を設置することで、公園、緑地等(以下「公園等」という。)の施設の充実を図るとともに、市民をはじめ多くの方々に公園等への愛着や親しみを持っていただくことを目的とする。

(ベンチ及びプレートの仕様等)

第2条 ベンチ及びプレートの仕様は、別表1のとおりとする。

(設置場所)

第3条 市長は、ベンチを設置できる公園等を事業実施時期に応じて別に指定する。ただし、寄附者が指定以外の公園を希望する場合は、希望する公園等の状況を判断しベンチ設置の可否を決する。

(応募資格)

第4条 応募資格は、本事業の趣旨に賛同し寄附を希望する個人、団体、企業等とし、市内在住を問わない。ただし、公共の安全を脅かすおそれのある反社会的集団等からの寄附は、受け付けないものとする。

(募集方法)

第5条 寄附を希望する者の募集は、広報やしお、八潮市ホームページその他必要と認められる方法によって行うものとする。

(寄附申込方法)

第6条 寄附を希望する者は、寄附申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 寄附を希望する者は、氏名及び簡易なメッセージ(以下「寄附者名等」という。)をプレートへ記載し、ベンチに設置できる。ただし、寄附者名等が次の各号のいずれかに該当する場合は、プレートの設置を認めない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業その他これに類する業種に関すること。
- (2) 八潮市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団に関すること。

- (3) 商品名及び商品の紹介。
- (4) 特定の政治及び宗教、その他思想についての主張に関すること。
- (5) 個人又は団体に対する誹謗中傷、品位に欠ける表現及び事業の趣旨に反する表現等、景観又はイメージにそぐわないもの。
- (6) その他市長がふさわしくないと認めるもの。

(内容審査及び決定通知)

第7条 市長は、前条の申込書が提出された場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、寄附受領決定通知書(様式第2号)を寄附受領の決定を受けた者(以下「寄附者」という。)に通知するものとする。

(寄附金の支払い)

第8条 寄附者は、市が指定した口座に、ベンチ設置費用の寄附金を支払うものとする。

(寄附の受納)

第9条 寄附されたベンチは、八潮市に帰属し、一般の利用に供するものとする。

- 2 市長は、ベンチの設置が完了した後、物件受領書(様式第3号)を寄附者へ送付するものとする。

(設置及び維持管理)

第10条 寄附されたベンチは、市が維持管理を行うものとする。ただし、設置後、10年を経過し、老朽化又は破損した場合は、これを撤去することができるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めた場合は、寄附者へ通知をした上でベンチを移設又は撤去することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月24日から施行する。

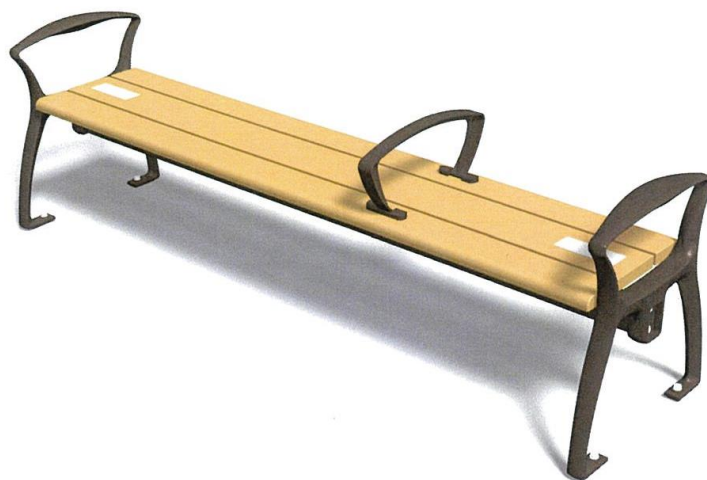
【ベンチの仕様】

寄附額：210,000円

座部：再生木材

脚部：アルミ合金鋳物製

備考：寄附額には肘掛、プレート、運搬、設置費用、消費税を含む



【プレートの仕様】

材質：ステンレス

寸法：横15cm、縦5.5cm

文字数：寄附者名20文字以内、メッセージ40文字以内

まごころ♡ベンチ

このベンチで、ゆっくり休んでくださいね。

八潮 太郎

2000.0